

# 大阪柔整だより

## 全国保険部長会議 開催

平成 29 年 11 月 5 日(日)午後 1 時より公益社団法人 日本柔道整復師会館において、全国保険部長会議が開催された。

特別講演、保険部報告、意見交換及び質疑応答等、長時間にわたる会議であった。

特別講演では「療養費をめぐる状況について」と題して、厚生労働省保険局医療課 保険医療企画調査室長 矢田貝 泰之 氏による講演があり、療養費の現状と推移、5～10 年先を見据えた療養費の適正化、そして料金改定等についての話しがあり、公益社団法人 日本柔道整復師会が中心になって業界を牽引し、「療養費の必要性を国民にしっかりと理解してもらうことが重要である。」と結ばれた。

続いて、公益社団法人 日本柔道整復師会 工藤 鉄男 会長の挨拶の後、日整保険部より下記 4 項目について報告がなされた。

### 1. 制度改正について

平成 29 年 10 月 1 日より適用された各種規程の一部改正についてスライド形式で説明があった。

### 2. 「柔道整復療養費の手引き」の改訂について

平成 30 年 3 月頃「柔道整復療養費の手引き」を発刊予定であると説明があった。

### 3. 地域包括ケアシステムへの貢献について

柔道整復師は包括ケアで何ができるか？等、柔道整復師と介護保険の関りについてスライド形式で説明があった。

### 4. 疑義解釈及び事例紹介

違法広告等について資料による事例紹介に続き、疑義解釈について Q&A 形式で口頭での説明があった。

その後、様々な意見交換や質疑応答がなされ、「部位転がし」「患者照会」「再提出方法」「患者署名」「自賠償保険」等々について質問があり、各質問について保険部より回答があった。

意見交換や質疑応答では、各都道府県の温度差を感じるとともに、昨年 3 月に本会が発表した療養費適正化理念に大きな意義があることを改めて実感する会議であった。

最後に、会員の皆様においても、療養費適正化理念の推進へのご理解、ご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部

## 療養費に係る各種規程の一部改正についての説明会開催

平成 29 年 10 月 19 日(木)大阪柔整会館 5 階大ホールにて「療養費に係る各種規程の一部改正について」の説明会が開催され、参加者は 120 名を超えました。

徳山会長の開会の挨拶があり、続いて藤森理事から内容説明が行われました。「一部改正の説明」「養成校教育カリキュラムの改正」「施術管理者になるための資格要件」と進み、質疑応答の時間を設け、布施副会長の終わりの挨拶で締め括られました。

質疑応答での会員の関心は、柔道整復療養費審査委員会の審査要領の「部位転がし」であり、「今後どのような審査がされていくのか？」との質問が多く、担当理事者が応答していました。

今後も質問等があれば、保険部にて対応いたしますので、ご協力の程、よろしくお願いたします。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部

## 往療算定について

昨今、往療理由の内容不十分にて返戻されるケースが多くみられます。

「歩行困難」だけでなく、「なぜ歩行困難なのか？」の理由を記載してください。「どの負傷によって歩行困難となったのか？」であり、患家の希望（そこまでは一人で行けない、筋力低下により不安、等）のみや、定期的・計画的に赴いた際は算定できないとなっておりますので、必ず「負傷によって歩行困難になった理由」を記載してください。

ご質問等ございましたら、本会担当理事者まで問合せの程、よろしくお願いたします。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部

## 保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
岩崎産業健康保険組合 06460109	解散	全国健康保険協会 鹿児島支部 01460013	H29年10月1日
厚生労働省共済組合 国立医薬品食品衛生研究所支部 31130875	移 転	厚生労働省共済組合 国立医薬品食品衛生研究所支部 31140486	H29年10月1日
東京ニットファッション健康保険組合 06132443 エトワール海渡健康保険組合 06138259	合 併	東京ニットファッション健康保険組合 06132443	H29年10月1日

## 「平成 30 年 大阪保険講演会」開催のお知らせ

日 時：平成 30 年 2 月 10 日(土) 15 時開会

場 所：大阪柔整会館 5 階大ホール

※詳細は決まり次第、お知らせいたします。

## 介護保険のコラム Vol.32

～平成 30 年度介護保険制度改正のポイント その 1～

### (1) 高所得層は 3 割負担に引き上げ

「特に所得の高い層」について介護保険サービスの利用者負担割合が 3 割に引き上げられます。

また、高額介護サービスの自己負担上限も月額 44,400 円に引き上げられますが、居宅サービスの場合、ほぼ当該金額が上限となり、自己負担額は変わらないため、3 割負担導入に伴う混乱は少ないと予想されています。

介護保険の対象者約 496 万人のうち、3 割負担となる対象者は約 12 万人 (2.4%) と見込まれています。

### (2) 上限額が設定される福祉用具貸与

福祉用具の貸与価格については、以前より同一製品であっても平均的価格と比べて非常に高額な価格請求が行われているケースがある等の問題点が指摘されていました。改正後は、国が商品ごとに全国平均貸与価格を把握し、ホームページ上で公表する仕組みを作るとともに、適切な貸与価格を確保するために上限額が設定されます。

住宅改修では、見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を国が提示し統一することとなっています。

今回は、「地域包括ケアシステムの深化・推進」をお伝えします。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

## 大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)



### ○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、左記に示すようなイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのないようにお願いします。